

平成28年度厚生労働科学研究費補助金研究

**障害者福祉施設およびグループホーム利用者の
実態把握、利用のあり方に関する研究について**

平成28年度実施調査結果（速報）

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

平成29年度研究（調査）計画の概要

区分6 ←

→ 区分なし

認知機能の障害が顕著（慎重な意思決定支援）
認知機能の障害があまりない

重度障害者のグループホーム生活の実態①

ヒアリング・訪問 → 入所者の状態像、運営方法、入所者のニーズ等

重度障害者のグループホーム生活の実態②

タイムスタディ（簡易的） → 重度障害者に必要なサービスの質・量の調査（4カ所程度）

障害者支援施設における入所者の満足度調査

ヒアリング・訪問 → コミュニケーションが可能な障害者本人からのヒアリング調査

グループホームにおける入退所の実態調査

アンケート → グループホームの入退所の実態とその状態像について

相談支援による単身生活を支える事例調査

ヒアリング・訪問？ → 相談支援事業所における相談の実態

障害者手帳の取得年代とニーズ調査

アンケート・ヒアリング？ → 更生相談所？ 相談支援事業所？

障害者福祉施設およびグループホーム利用者の実態把握、利用のあり方に関する研究

《研究概要》

本研究は、障害者の居住の在り方と必要とされる支援や支援のネットワーク作りについて、実態調査を通して明らかにすることを目的に、以下の6つの調査を行い、障害者総合支援法附則第3条の見直しにおける「新たな地域生活の展開」へ向けての提言を行う。

- ① 障害者総合支援法施行以降に障害者支援施設から地域生活移行した人の状態像と活用している障害福祉サービス等の状況について、同時に障害者支援施設に新たに入所した人の状態像等を調査し、同施設に求められる機能について考察すると同時に、入所している障害者の満足感や居住の意向についてヒアリング調査から考察する。
- ② グループホームで生活している人の状態像とグループホームの支援体制、他の障害福祉サービス等の活用状況、その他生活を継続している要因や問題意識等についてサンプル調査を行う。また、グループホームで生活する日常生活の自立度が比較的高い利用者を対象としたヒアリング調査を行い、居住の意向について考察する。
- ③ 障害支援区分5・6の人でグループホームならびに単身生活者の相談支援を行っている相談支援専門員等に対して、サンプル調査ならびにヒアリング調査を行い、各事例における地域生活を継続する要因を明らかにする。
- ④ 相談支援事業所等を対象に、単身生活を行っている・希望している事例の状態像ならびに支援上の課題、必要とする支援体制について調査を行い、グループホームや家族同居等から単身生活へ移行する際の課題を明らかにする。
- ⑤ 利用実績が伸びない重度障害者等包括支援の利用者ならびに重度障害者等包括支援と類似した状態像の事例調査を通して、重度障害者等包括支援対象者の範囲について検討する。
- ⑥ 様々な運営主体が存在するグループホームにおいて、消防用設備等の設置基準が改正に対応したスプリンクラーの設置状況ならびに猶予期間中の設置計画がどのようになっているか実態調査を行う。

《実施体制》

主任	遠藤 浩	国立のぞみの園理事長
分担	口分田 政夫	びわこ学園医療福祉センター草施設長
分担	大塚 晃	上智大学教授
分担	谷口 泰司	関西福祉大学准教授
事務局	国立のぞみの園研究部・事業企画部	

その他、障害者支援施設、グループホーム、相談支援事業等の運営に携わっている全国の実践者10人程度を研究協力者として依頼

《進捗状況》

- 相談支援事業所等における単身生活者等への相談の実態調査 H28.8.1-8.18
- 「区分なし」の者に対する一次判定調査 H28.9.15-9.30
- 障害者支援施設における平成27年度における入退所の実態調査（悉皆） H28.9.28-10.12
- スプリンクラーはがき1 H28.10.31-11.14
- 重度障害者等包括支援事業の現状と課題 H28.10.1-H29.1.31
- スプリンクラー2次調査 H29.2.1-2.14

相談支援事業所等における単身生活者等への相談の実態調査

《背景》

障害者の生活形態が多様化する中、アパート等に単身で生活している者が一定数存在する。単身で生活している障害者の状態像について、いまだ不透明な部分が多いことから、今回、その状態像と必要とするサポートの実際について明らかにするものである。

《方法》

調査対象：相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター3,013カ所

調査時期：平成28年8月1日（月）～8月18日（木）

調査方法：往復葉書調査

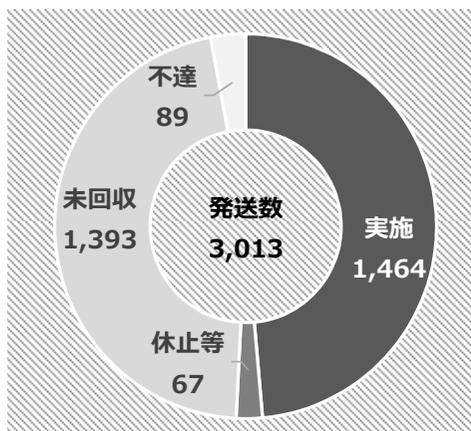
調査内容：平成28年7月の1ヶ月間に相談を受けた単身生活をしている単身者の実数・内訳（年齢・種別・支援区分）、2次調査の可否

《結果》

発送数	3,013
実施	1,464
休止等	67
未回収	1,393
回収数	1,531 (52.4%)

単身者数 17,968人

※一般相談の件数のみの事業所と特定相談の件数を含めている事業所とが混在しているため、該当者はこれ以上いと想定される。



支援区分	数	%
区分1	840	4.7
区分2	3,561	19.8
区分3	2,773	15.4
区分4	1,119	6.2
区分5	472	2.6
区分6	466	2.6
不明・非該	8,737	48.6
	17,968	100.0

年齢	数	%
～19歳	278	1.5
20代	1,490	8.3
30代	2,521	14.0
40代	4,510	25.1
50～64歳	7,127	39.7
65歳～	1,561	8.7
不明	481	2.7
	17,968	100.0

障害種別	数	%
身体障害	3,350	18.6
知的障害	3,996	22.2
精神障害	9,218	51.3
発達障害	660	3.7
その他	320	1.8
不明	424	2.4
	17,968	100.0

2次調査協力可事業所604カ所

2ヶ所にプレ調査を実施

調査内容：現在の住まい、基本属性、単身生活になった時期・経緯
利用サービス、経済状況ほか

単身となった経緯

- ケース1 知的障害のない身体障害者。施設から出て単身へ。
- ケース2 知的障害のない身体障害者。親の死亡により単身へ。
- ケース3 知的障害者。父不明。母介護施設へ入所により単身へ。
- ケース4 視覚障害者。既婚。50代に別居にて単身へ。

「区分なし」の者に対する一次判定調査結果：就労移行支援事業の利用者調査から

《背景》

就労支援事業、自立訓練、グループホームといったいわゆる訓練等給付事業は、介護給付と異なり、利用を希望する者に対して障害支援区分の認定を必要としない。その結果、多くの利用者は「区分なし」で受給決定がされている。この「区分なし」の者は、認定調査項目（80項目）に沿った評価を行なうと、コンピュータの一次判定ではどのような結果が出るのか、大規模な調査は存在しない。今回は、就労移行支援事業に限定した、パイロット調査を実施するものである。

《方法》

平成28年9月15日～9月30日の間に「全国就労移行支援事業所連絡協議会」の協力により、メーリングリストを活用して、下記の条件で事業所の利用者の認定調査項目（80項目）の評価を要請した。

- 直近の利用開始者で、「区分なし」の者。1事業所最大5人までを対象者とする。
- 認定調査項目の評価を日常的に支援を行っている支援員等が行なう。
- 認定調査員研修修了者またはサービス管理責任者が評価結果についてチェックし、所定のフォームに記入しメールで提出する。

各評価データは、「障害支援区分判定ソフト2014」に入力し、「訓練等給付」「介護給付」の両方の利用前提として、支援区分の一次判定結果を算出し、集計する。

《結果》

都道府県別協力事業所数と対象者数

	事業所数	対象者数
北海道	3	12
千葉県	1	5
東京都	4	20
神奈川県	4	18
石川県	1	5
福井県	2	7
愛知県	1	5
滋賀県	1	5
大阪府	6	25
愛媛県	1	2
福岡県	2	6
熊本県	1	5
合計	27	115

障害者手帳と一次判定の結果

	身体障害	知的障害	精神障害	未取得	合計	割合
非該当	0	1	1	0	2	1.7%
区分1	2	12	8	1	23	20.0%
区分2	3	35	24	2	64	54.8%
区分3	1	16	7	0	24	21.7%
区分4	0	2	0	0	2	1.7%
区分5	0	0	0	0	0	0.0%
区分6	0	0	0	0	0	0.0%
合計	6	66	40	3	115	100.0%

年齢と一次判定の結果

	-29歳	30-39歳	40-49歳	50歳-	合計	割合
非該当	1	1	0	0	2	1.7%
区分1	16	3	3	1	23	20.0%
区分2	38	10	9	7	64	54.8%
区分3	21	2	1	0	24	21.7%
区分4	2	0	0	0	2	1.7%
区分5	0	0	0	0	0	0.0%
区分6	0	0	0	0	0	0.0%
合計	78	16	13	8	115	100.0%

※年区分4の2人は18歳で、新卒生と推測される

障害者支援施設における利用者の入退所の実態に関する調査

《背景》

障害者支援施設利用者の中には、数十年に渡って施設を利用している者から、利用開始から数ヶ月程度で退所している利用者まで、様々である。年間の退所者数の調査（社会福祉施設等調査報告）は存在するが、退所者及び新規入所者の状態像等について全施設を対象とした調査は存在しない。そこで本調査では、平成27年度の1年間、障害者支援施設に新たに入所した者（以下、新規入所者）、ならびに退所した者（以下、退所者）の状態像を調査し、障害者支援施設に求められる機能について考察する。

《方法》

調査対象：平成25年の WAM NETに掲載してあった全国の障害者支援施設2,612事業所

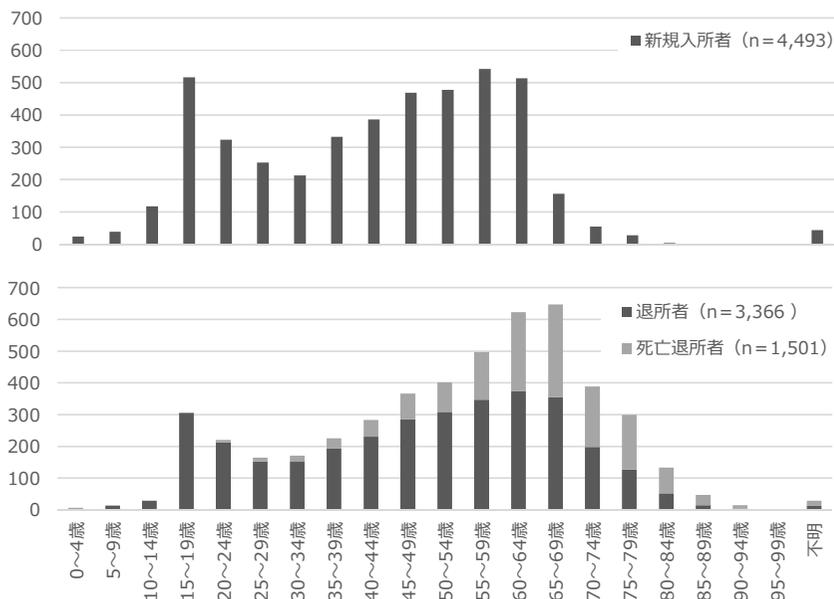
調査時期：平成28年9月28日（水）～同年10月12日（水）

調査方法：郵送方式によるアンケート調査

調査内容：①施設の基本情報、②新規入所者個票、③退所者個票の3部構成

《結果》 1,807事業所より回答（回収率69.1%）。 ※内、4施設は廃止

- 平成28年7月1日での1,803施設の定員数97,416人、現員数93,646人。定員に占める入所者数は96.1%とほぼ満床。平成27年度新規入所者は4,493人、退所者4,877人。退所者の内訳は、死亡退所1,501人、その他の退所3,366人、不明10人（図）。なお2割強の施設は1年間利用者の入退所はない。



- 平均支援区分、平均年齢、平均入所期間は、施設によって（利用者の状態像によって）大きく異なる。

	中央値	最頻値	範囲
平均支援区分	区分5.2	区分5.5	(区分1.3～6.0)
平均年齢	50.8歳	49.0歳	(9.9～73.0歳)
平均入所期間	8年	6年	(4ヶ月～42年)

- 未記入10施設を除く1,793施設の、施設入所支援以外で実施している事業では、「生活介護」（95.3%）が最多、次いで「短期入所」（90.9%）、「共同生活援助」（61.1%）の順（表2）。その他で多かった事業は、「相談支援事業」（13.7%）、「放課後等デイサービス」（6.1%）。

居宅介護	重度訪問介護	同行援護	共同生活援助 (グループホーム)	行動援護	重度障害者 等包括支援	短期入所 (ショートステイ)
20.1%	9.8%	7.4%	61.1%	10.4%	0.3%	90.9%
療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	その他
2.3%	95.3%	13.7%	28.1%	10.5%	50.5%	22.2%

- 過去10年間の定員の増減員数は、7,127人減員。定員数の6.8%が減少。

← 図 平成27年度入退所者の年代構成（上：新規入所者、下：退所者）

■ 新規入所者4,493人の概要

■ 上：入所時支援区分、中：入所時所持手帳、下：入所前の居住の場

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	その他	未記入	
27.0%	23.9%	23.1%	10.2%	3.9%	0.8%	2.5%	8.6%	
療育	身体	精神	療育+ 身体	療育+ 精神	身体+ 精神	療育+ 身体+ 精神	なし	不明
51.0%	31.0%	3.8%	9.4%	1.1%	1.5%	0.1%	2.2%	0.2%
家庭	一般病院	障害者支援 施設	精神科病院	障害者 GH	障害児施設	短期入所	その他	
43.1%	13.6%	11.0%	7.0%	6.5%	6.6%	6.1%	3.9%	

■ 死亡退所を除くその他の退所者3,366人の概要

■ 入所期間、中央値は11年、最頻値6年（最大値61年、最小値1か月）

■ 上：退所時所持手帳、下：退所後の居住の場

療育	身体	精神	療育+ 身体	療育+ 精神	身体+ 精神	療育+ 身体+ 精神	なし	不明
49.4%	34.3%	2.1%	9.5%	0.9%	0.9%	0.2%	1.1%	0.2%
家庭 (単身含)	障害者 GH (同法人)	障害者 GH (他法人)	障害者 支援施設	老人施設	一般病院	精神科 病院	その他	未記入
24.7%	11.5%	6.9%	17.4%	10.3%	18.2%	4.8%	5.3%	0.9%

	新規入所者数		死亡退所以外の退所者数	
	上位20施設	他1,341施設	上位20施設	他1,023施設
中央値	24人	2人	23.5人	2人
最頻値	26人	1人	21人	1人
範囲	(14~60人)	(1~14人)	(17~85)	(1~16人)

■ 20施設中11施設は、どちらの入退所者上位20施設に入っている。

【11施設】

- A県総合リハビリテーション事業団
- B県立総合リハビリテーションセンター
- C県立C学園
- D市総合リハビリテーションセンター
- E県身体障害者総合福祉センター
- F立障害者自立センター
- G県立障害者リハビリテーションセンター
- H県障害者リハビリテーションセンター
- I市総合リハビリテーションセンター自立訓練施設
- J障害者リハビリテーションセンターJ視力障害センター
- K県立K学園

新規入所者数上位20施設 (n=518人)

47	81	100	54	1	知的障害なし 不明
111	30	29	1	0	軽度 (70>51) 中度 (50>36)
12	27	22	2	0	重度 (35>21) 最重度 (20>)
走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり	知能指数 (IQ) 運動機能

その他の施設 (n=3975人)

108	155	232	250	72	知的障害なし 不明
597	377	207	132	34	軽度 (70>51) 中度 (50>36)
580	533	257	195	104	重度 (35>21) 最重度 (20>)
走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり	知能指数 (IQ) 運動機能

※未記載142名を除いた結果

表 上位20施設とその他の施設居住の場（上：入所、下：退所） ※未記入除く（1%未満）

	家庭 (単身含)	障害者 GH	障害者 支援施設	老人施 設	一般病 院	精神科 病院	障害児 施設	短期入 所	その他
上位20施設	41.7%	1.2%	7.3%	2.3%	40.2%	2.1%	1.5%	0.0%	2.7%
他施設	43.4%	7.2%	11.5%	2.3%	10.2%	7.7%	7.2%	6.9%	4.1%
	家庭 (単身含)	GH (同法人)	GH (他法人)	障害者 支援施設	老人施設	一般病院	精神科 病院	その他	
上位20施設	59.1%	2.4%	7.4%	17.1%	3.6%	3.0%	0.5%	5.1%	
他施設	17.6%	13.4%	6.8%	17.5%	11.7%	21.4%	5.7%	5.1%	

《考察》

- 1 施設あたりの入退所者数は1～2人が最も多く、施設の目的が明確であり、利用者自身の意識によって、差が生まれていると推測される。
- 退所までの施設利用期間が、上位20施設では64%、その他の施設では32%と2倍の開きがある。最長61年入所し、老人施設へ退所といった事例もあり、多くの施設では長期間の入所が現在も続いていることが示唆される。
- 40代以降での家庭や病院からの入所が、40代以降新規入所者の55.0%に上る。在宅での生活が難しくなった人の、居住の場としての機能が求められている。ただ、入所施設以外で生活が支えられるサービスを検討することが必要ではないだろうか。

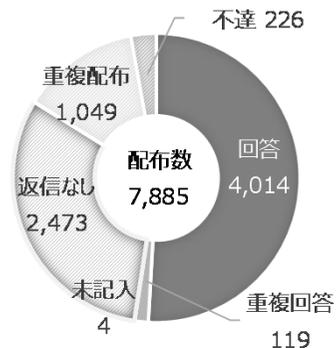
GHスプリンクラー設置（予定含む）状況調査結果 1

【目的・方法】

平成30年3月までに障害支援区分4以上の人が8割を超えるGHにおいて義務付けられているスプリンクラーの設置について、設置状況と課題を明らかにするため、全国のグループホーム7,885事業所を対象に、10月31日～11月14日にかけてはがき調査を実施した。

【結果】

■回収状況とGHの住宅情報



4,014事業所（不達・重複配布・重複回答を除く回収率61.8%）回答があったうち、有効回答数は3,901事業所、9,974ホームの情報得られた。

物件情報	件数	%
賃貸	6,104	61.2
所有	3,851	38.6
賃貸+所有	1	0.0
未回答	18	0.2

N=9,974
*敷地内に賃貸・所有2つの建物が1ホーム

住宅形式	件数	%
集合	3,082	30.9
単独	6,866	68.8
その他	4	0.0
未回答	22	0.2

N=9,974
*アパートタイプ
*戸建てタイプ

物件形式	件数	%
賃貸・単独	3,676	36.9
賃貸・集合	2,417	24.2
所有・単独	3,184	31.9
所有・集合	659	6.6

N=9,974

■スプリンクラーの設置状況

スプリンクラーの設置状況	件数	%
設置済み	2,775	27.8
H30.3までに設置予定	1,158	11.6
H30.4以降に設置予定	605	6.1
設置しない予定	5,315	53.3
設置を検討中	62	0.6
未回答・未定	59	0.6

【理由】

- ・設置義務がない（支援区分の基準が満たない・規定の面積以下・消防署から不要といわれた）
- ・大家さんからのNG
- ・費用が捻出できない
- ・建替え、移転予定のため
- ・休止、閉鎖予定

	設置	%	H30.3迄に	%	H30.4以降に	%	設置しない	%
集合	585	19.3	230	7.6	159	5.2	2,057	67.9
単独	2,181	32.1	921	13.6	446	6.6	3,249	47.8
賃貸	879	14.6	720	12.0	379	6.3	4,037	67.1
所有	1,888	49.4	437	11.4	226	5.9	1,268	33.2

理由	H30.4以降	%	設置しない	%
設置義務がないため	208	28.5	4,064	69.5
所有者からのNG・調整を要するため	90	12.3	559	9.6
予算が厳しい・補助金があれば検討	194	26.6	484	8.3
老朽化・建替え・移転のため	45	6.2	247	4.2
休止・閉鎖予定	0	0.0	50	0.9
未回答	87	11.9	244	4.2
検討中	39	5.3	123	2.1
その他	67	9.2	75	1.3

【H30.4以降設置予定「その他」の内容】

- ・現時点で法的に義務はないが、いずれは設置したいと考えている
- ・予算化できた年度に実施予定
- ・建築基準の調査を確認してから
- ・他事務所の動向を見て判断する
- ・支援区分4の方が増えれば設置する
- ・毎年各ホーム設置しているが間に合わない
- ・入所者募集中（現在）
- ・設置工事の際、居住者の生活の場はどうなるのか
- ・補助金で設置した粉末スプリンクラーの減価償却期限がH30.4以降になる為

【設置しない予定「その他」の内容】

- ・灯油ボイラー以外火を使っていないため
- ・建物の構造上設置が難しい
- ・耐火構造のため
- ・中古住宅を使用しているため設備を設置するスペースがない
- ・オール電化で火災の心配がない為
- ・「在宅」での生活ということで一般家庭と同じような位置付けと理解している為
- ・賃貸物件なので、将来も住み続けられるか分からない
- ・居者は1カ所3名程度で障害の重い人たちが多く、夜間支援も1～2名と手厚く配置しており、スプリンクラーの必要性を感じない

※スプリンクラー設置義務の基準について様々な理解をしている事業所があり、設置義務があるが設置を踏みとどまっているホーム数を正確に把握することはできなかった。

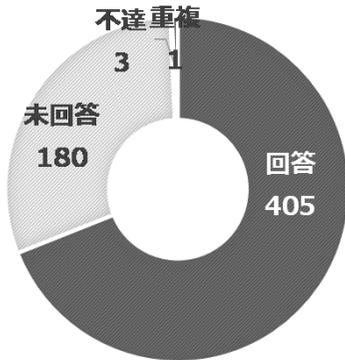
※H29年1月末から2月14日の期間で「スプリンクラーの設置状況」の2次調査を実施。1次調査で「H30.4以降に設置予定」「設置を検討中」「未回答・未定」「設置しない予定」「面積を理由に設置義務がない」としているグループホーム741ホームのうち、重複等を精査し、589ホームに対しアンケートを郵送した（結果は次頁）。

GHスプリンクラー設置（予定含む）状況調査結果 2

【目的・方法】

1次調査で「設置義務があるものの設置を踏み止まっているホーム数を正確に把握することができなかつたため、1次調査で「H30.4以降に設置予定」「設置を検討中」「未回答・未定」「設置しない予定」「面積を理由に設置義務がない(旧基準で理解している事業所がいくつか確認されたため)」としているグループホーム741ホームのうち、重複等を精査し、589ホームに対しアンケートを郵送した。

【結果】 ■ 回収状況



不達・重複があつたため、母数N=589-(3+1)=585。回収率69.2%

設置義務ホーム所有状況

事業所数	件数	%
所有	73	18.0
なし	332	82.0

73事業所が所有している
総ホーム数
=1,289

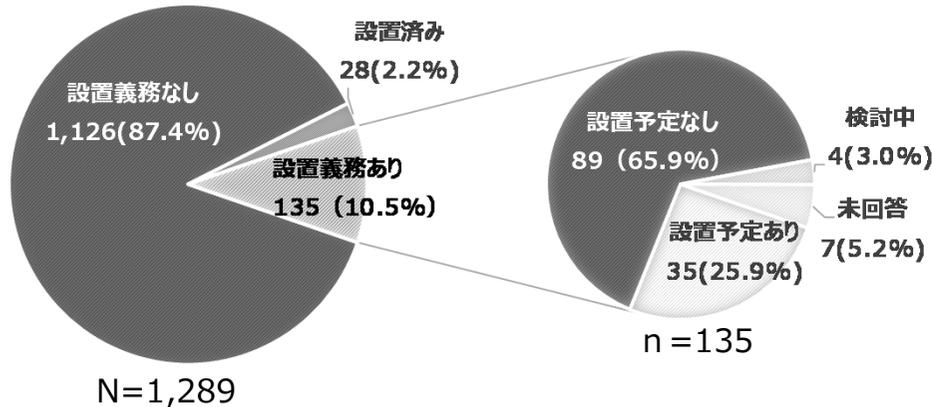
- ・設置義務がある163ホーム中、28ホームは既に設置済み
- ・残り135ホームは未設置の状況
- ・この135ホーム中、35ホームはH30年4月以降設置予定
- ・この135ホーム中、89ホームは設置予定なし

■ 設置予定のない89ホームの設置しない理由

理由	件数	%
消防本部の判断により設置義務がないと判断されている	38	42.7
他の物件に移転予定	13	14.6
家主等の物件管理者の同意が得られない	10	11.2
廃業・休業予定	9	10.1
入居利用者を区分4以上が8割未満となるよう調整予定	6	6.7
費用を負担できない	5	5.6
床面積100㎡以下 & 居室が準耐価構造の壁等で区画	4	4.5
その他	4	4.5

- ・市営住宅内にあるため
- ・現状の建物構造では、設置不可能なため
- ・借家であり（2階建て）様々な理由から難しい
- ・古いマンションに取り付けるスプリンクラーがないと消防署に言われた

■ ホーム毎の設置義務状況と「設置義務あり」ホームにおける設置の見通し

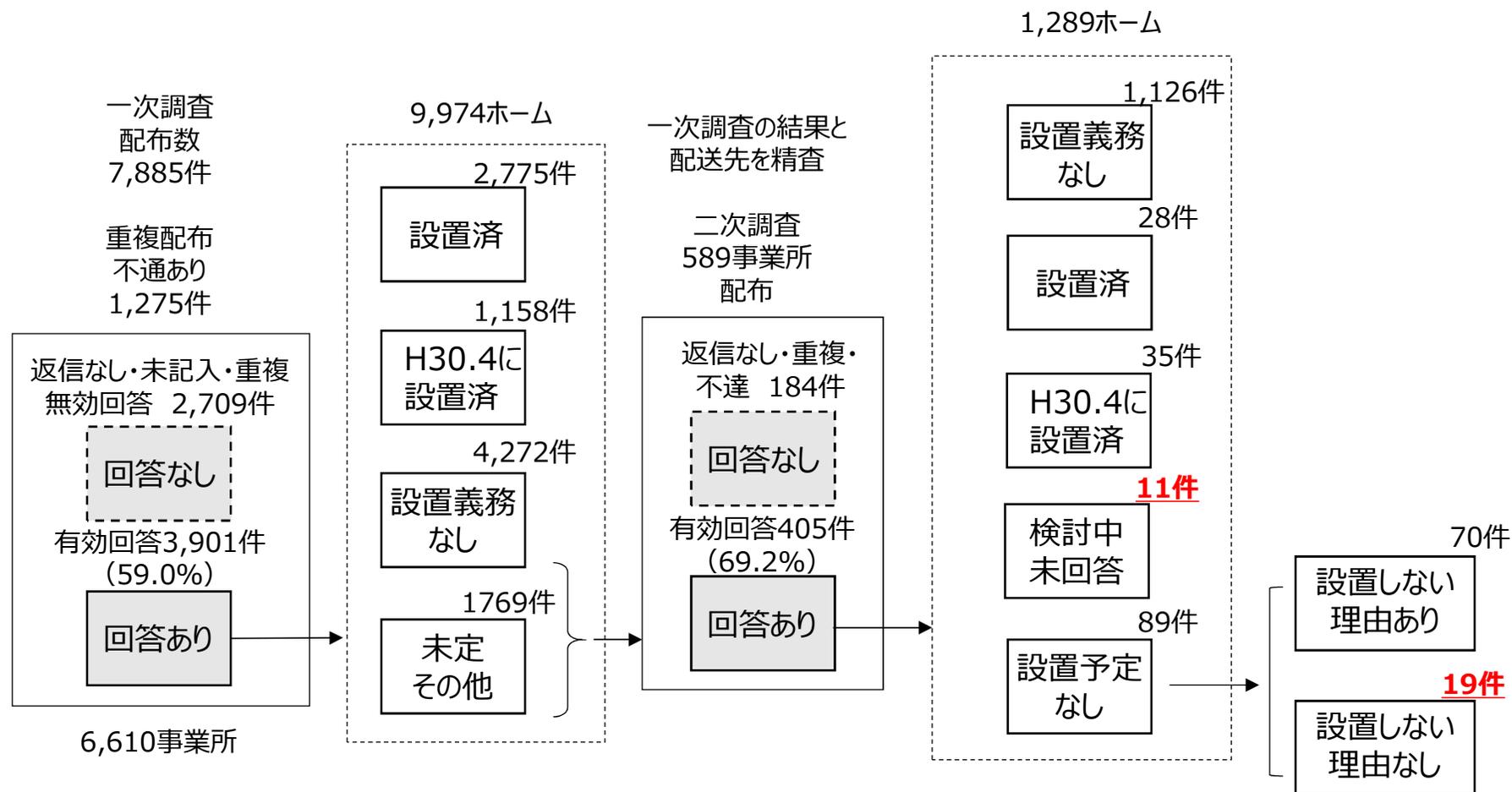


【まとめ】

- ・「設置義務はあるが設置予定なし」と回答した89ホーム中、その理由が「消防本部の判断・・・」と「床面積・・・」である42ホームを、「設置義務なし」ホームの枠に入ると
- ・「設置義務はあるが設置予定のないホーム」は47ホーム（36事業所・8.9%）。
- ・この47ホーム中、費用負担を理由に設置をしないホームは5ホーム（5事業所・1.2%）であった。
- ・「H30.4以降設置予定」「設置しない」理由として、1次調査では「費用負担」が多くの割合を占めていたが、その多くは設置義務のないホームであることが2次調査の結果から推測される。

* 設置義務はあるが設置予定のない事業所=8.9%
GH全数6,721(重複整理後の数)の8.9%=598事業所

GHスプリンクラー設置（予定含む）状況調査1・2 の調査対象と結果



全国の7,885のGH事業所を対象に調査を行い、スプリンクラー設置義務があるにも関わらず、明確な「設置しない理由」がないGHが19カ所、そして設置義務はあるが「検討中・未回答」のGHが11カ所存在した。

重度障害者等包括支援事業の現状と課題：ヒアリング調査から（1）

《背景と目的》

平成18年障害者自立支援法施行時に誕生した、重度障害者等包括支援事業（以下、重度包括）は、これまでの10年間、月あたりの利用実績が全国で20人台前半から30人台後半で推移するに留まっている。そこで、重度包括を実施している事業所に対するヒアリング調査を行うことにより、①実際にどのように事業を展開しているのか、②どのようなニーズのある障害者の支援を行っているのか、③利用が広がらない理由は何か、④重度包括の今後の展開としてどのようなものが考えられるか、を考察する。

《方法》

平成28年10月～平成29年1月の間に、重度包括を実施している3事業所（利用者数15人）訪問、3事業所（利用者数7人）電話によるヒアリングを実施。主なヒアリング項目は、①重度包括の対象者の類型と状態像、②重度包括による支援の概要、③重度包括を開始した背景、④重度包括運営上の問題点や要望。

《重度包括とは》

背景

重度の障害者が地域生活を送る上で、複数のサービスを心身の状態等に応じて臨機応変に組み合わせて利用することが必要となるが、現行の仕組みでは、

- サービス毎にその内容と量について予め個別に支給決定
- サービス毎に詳細な設備や従事者の要件が定められており事業者指定を事前に受ける必要あり
- 各サービスは全国一律の報酬単価が定められている。

重度包括では

地域生活する重度障害者のニーズに柔軟に応えるため、障害者ごとに個別に設定したサービス利用計画に基づき、一定の報酬額を予め設定する仕組み（包括払い方式）で重度包括事業者がサービス提供全体の責任を負う仕組みを創設。つまり、

- 緊急のニーズにその都度支給決定を必要としない
- 設備や従事者の資格要件緩和
- 個々のサービスの報酬単価は事業者が自由に設定

地域生活を送る重度障害者の多様なニーズに、きめ細かく柔軟に対応できる

障害支援区分6（障害児は相当の支援が必要な状態） 重度訪問介護の対象者

四肢全てに麻痺等で寝たきり状態にある

I 類型

人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者
筋ジス・ALS・脊損
遷延性意識障害

II 類型

最重度知的障害者

重症心身障害

III 類型

支援区分の行動関連項目10点以上

強度行動障害

【事業者要件】

- 相談支援専門員資格の専任のサービス提供責任者配置
- 地域で他の障害福祉サービスや障害者総合施設の指定を受けている
- 複数の種類のサービス提供が可能な状態であること
- 専門医との連携・協力体制の確保
- 地域において定期的にサービス担当者会議を開催し、週単位の標準的なサービス利用計画を立案する
- 居宅関連事業については、資格要件はとらない。ただし、同居家族等のサービス提供は認められない

重度障害者等包括支援事業の現状と課題：ヒアリング調査から（２）

《結果》

【利用者】

調査段階ではⅠ類型利用者は存在しない。過去の調査でもⅡ類型・Ⅲ類型のみしか利用していないと推測される。

【事業開始のきっかけ】

平成18年よりスタートした事業所では、「重度障害者の地域生活には必要な事業」と判断していた。さらに、①自立支援法以前から重度障害者の地域生活支援を実施していた、②その当時重度障害者の地域生活を支えるサービス（資源）が不十分だと判断、③制度的にも未整備（行動援護が短時間／重訪は行動障害付加）。一方、途中からスタートして事業所は、自治体の意向が大きく影響している（重度包括の活用意義に疑問を持っている）。

【制度に取り残される】

- 度重なる報酬改訂で事業所として重度包括のメリット少ない
- 計画相談が必須の時代になり、重度包括のプランと重複している 他

【事務手続き上の問題】

- 利用契約が非常に複雑（重複契約・委託事業者の報酬支払）
- 請求業務が煩雑（請求ソフト未対応・自治体で制度を理解する担当者無し） 他

事業所：都道府県 法人名		利用者数	利用者像／利用者が活用している主なサービス／再委託 ヒアリング／備考
1	長野県 A事業所	7	Ⅲ類型／行動援護＋（生活介護）＋（GH）／委託なし ◎ ／ H18 より開始：地域サービス不足
2	長野県 B事業所	5	
3	長野県 C事業所	1	
4	長野県 D事業所	1	Ⅱ類型
5	大阪府 E事業所	7	Ⅱ類型・Ⅲ類型／多数の事業種活用／委託 ◎ ／ H18 より開始：地域サービス不足
6	広島県 F事業所	1	Ⅱ類型／生活介護＋居宅／委託 △ ／ H21 より開始（自治体の勧め）
7	福岡県 G事業所	3	Ⅲ類型／生活介護＋行動援護＋GH／委託なし（訪看委託） △ ／ H25 より開始（自治体の勧め）
8	大分県 H事業所	3	Ⅱ類型／生活介護＋GH＋重訪 △ ／ H18 より開始：地域サービス不足
9	愛知県 I事業所	1	
10	埼玉県 J事業所	1	Ⅲ類型／生活介護＋短期入所＋行動援護＋重訪／委託 ◎ ／ H18 よりⅡ類型開始で一旦終結・H28 よりⅢ類型

ヒアリングなしの事業所情報は厚労省から

《考察》

- GHや短期入所は、重度障害者加算の対象者として重度包括の基準を設けているが妥当か？
- 状態像が短期間で変化する（医療との密接な連携が必要）事例に活用しやすくないか？
- 生活介護事業所への通所をサポートする事業が必要なのでは？
- 障害者支援施設を含めてより包括的な活用方法は？

GH・CHに関する先行研究（調査）：2003年～2014年

調査対象は、A. 47都道府県のWEBページ、B. 論文検索システムCiNiiによる検索情報、及び、2013年に「きょうされん」が調査した報告書と同年に厚生労働省が調査した報告書、2012年にGH学会が調査した報告書、計9本である。

- 回収率が3割から9割と、調査によって大きく異なっている（回収率が低いところは、偏った傾向に…）。
- 最も回収率が高い調査は、2013年に厚生労働省が実施した全国調査（94.1%）ただし結果については一部公開。
- 調査項目は、実施する調査によって異なっていたが、支援区分（程度区分）については全調査で項目となっていた。

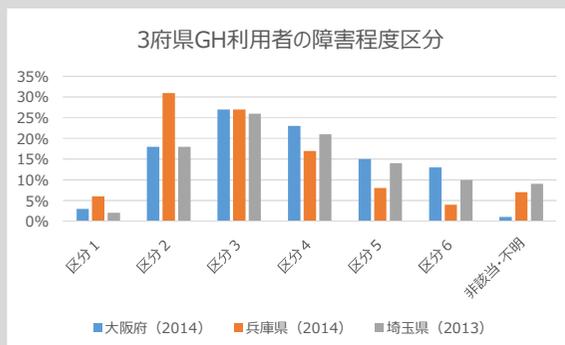
調査名	調査年	実施主体	調査対象数	回収率	【調査項目】			
					年齢構成	障害種別	区分	スプリンクラー
① 平成26年度 障がい者グループホームの実態調査について	2014	大阪府	406事業所	府：73% 市：87%	-	-	●	●
② 平成26年度 グループホーム実態調査（調査結果）	2014	兵庫県	514戸	95.9%	-	●	●	●
③ グループホーム・ケアホームの基礎実態調査	2013	きょうされん	505戸？	62.3%	●	●	●	●
④ 平成25年度 埼玉県内知的障害者GH・CH・生活ホームに関する実態調査	2013	埼玉県	505戸	74.8%	●	-	●	●
⑤ 障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査、訪問調査	2013	厚労省	16,290戸	94.1%	-	-	●	●
⑥ グループホーム等の精神障害者の利用状況調査	2013	長野県	439戸	67.0%	●	-	●	-
⑦ グループホーム及びケアホームにおける支援に関する実態調査	2012	GH学会	？	33.7%	●	●	●	●
⑧ 精神障害者グループホームの課題 -新潟県内調査からの考察-	2007	新潟青陵大学	34戸	79.4%	●	-	●	-
⑨ 東京都内グループホーム実態調査報告の概要	2003	東京都社協	425戸	72.5%	●	-	●	-

□ GHを利用している対象者の状態像

- 区分1、2、非該当・不明を含めると、GH利用者の2～3割が、知的な障害が軽度、あるいは、該当しない人が利用している。

■ 埼玉（2013） 年齢構成（%）

年齢	割合
～19	1.4%
20～29	15.6%
30～39	26.1%
40～49	24.6%
50～59	16.8%
60～69	12.3%
70～	3.0%



□ スプリンクラーの設置状況

- ⑤ 厚生労働省（2013）報告書より
スプリンクラー設備については、ほとんどの共同生活住居において設置義務の対象に該当せず。
- 設置義務の対象に該当：645/15,323 住居
※ 内、7戸は義務免除
 - 設置義務に該当する645住居の内、設置済みは606住居
 - 設置義務に該当しながら、未設置は32住居

平成27年4月1日からの消防用設備等の設置基準の改正に伴い、対象外だった住居も設置の対象に。

※延べ面積は削除。区分4が8割以上のGHは全て設置義務。

重度障害者を対象としたグループホームの概要

《背景》

社会保障審議会障害部会・障害者総合支援法3年後の見直し報告書において、「重度障害者に対応したグループホームの位置づけ等について対応を行う必要がある」と記されている。これには、既に重度障害者を対象にグループホームを運営している施設の情報を基に、運営状況やニーズ、運営上の課題等を整理し、対応を検討する際の基礎資料を作成することが求められる。

《方法》

過去の調査先等から重度の障害者を対象としたグループホームを抽出し、電話ないしメールにて、事業所概要、入居者情報、課題等を調査した。また、インターネットで情報を公開している重度の障害者を対象としたグループホームの情報も収集した。現在までに12ホームの情報が得られている。

《結果》

「重度の障害者を対象としたグループホーム」とはいても、対象が下記の4つに分かれていた。

- 1) 行動障害がある者 2) 重症心身障害者 3) 高齢知的障害者 4) 重度の身体障害者

1) 行動障害がある者を対象としたGH

家賃：16,000円～45,000円
食費：1,000円前後/1日
日用品費：4,000円前後/月
水光熱費：6,500～16,000円/月
食事準備：職員、ハウスキーパー、調理師
加算等：重度障害者支援加算

2) 重症心身障害者を対象としたGH

家賃：37,000円～63,000円
食費：12,500円/月
日用品費：7,200円/月
水光熱費：14,000円/月
食事準備：職員
加算等：福祉専門職等配置加算
夜間支援等加算

3) 高齢知的障害者を対象としたGH

家賃：20,000円前後
食費：20,000円位/月
日用品費：不明
水光熱費：20,000円位/月
食事準備：世話人、職員
加算等：有（詳細不明）

4) 重度の身体障害者を対象としたGH

家賃：70,000円
食費：20,000円
日用品費：3,000円
水光熱費：10,000円
食事準備：職員
加算等：福祉専門職等配置加算,夜間支援等加算
処遇改善費,帰宅時支援ほか

訪問ヒアリング実施中（過去の調査を合わせ15施設実施）。視点としては、①運営状況（給付費収入、自己負担、自治体単独補助等）、②建物設備の工夫、③職員配置と外部サービス利用、④必要とするサービス量・質、⑤運営法人の問題意識。また、ホーム全体ではなく利用者個別の実態の調査についても検討中。

平成28年度事業評価結果

【評価できる点、推進すべき点】

- 障害者支援施設悉皆調査などが実施され、計画通り、障害者のニーズや事業所の機能や必要な支援等が検討できるものと期待される
- 優れた網羅的調査、グループホームの実態についてのデータは社会的インパクトあり

【疑問点、改善すべき点、その他助言等】

- 回収率の向上に努められたい
- 重症心身障害施設から、グループホーム、単身生活へというレベルアップの現実の様子がみえない

【倫理性について改善を要する点】

- 「疫学研究に関する倫理指針」は統合指針に含まれています